



裁判所稱成法補則

大隈

1293



114  
A2639



構成法補則  
奏上シ

陛下ノ裁擇ヲ仰キ併テ樞密院ノ議ニ付セラ  
レシコトヲ請フ

明治廿二年十二月十三日

内閣總理大臣公爵三條實美

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈

裁判所構成法補則

施行條例

第九條 明治十八年第三十一號布告違

警罪即決例ハ此裁判所構成法法律ノ為ニ變更ヲ

受クルコトナシ

第三條 明治十八年第十二號布告普通

治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ

件處分法ハ此ノ法律ノ為ニ變更ヲ受

クルコトナシ

第<sup>十</sup>條 明治二十一年勅令第六十四號

ハ仍効力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ判事差支アル

トキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ

取扱ハシムルコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ

地方<sup>ニ於テ</sup>司法大臣ハ<sup>府長</sup>町村長ニ委任シ

テ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第四條

司法大臣、區裁判所、情形ニ

因、其、裁判所、檢事局、檢事ヲ置カ

ル、得

第二條

東京地方裁判所管内小笠原島  
及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟  
ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモ  
ノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ島吏  
ヲシテ之ヲ取扱ハ但シ刑事訴訟  
ノ手續ハ便宜取扱フコトヲ得

第三條

沖繩縣ニ於テ民事刑事ノ訴訟

及非訟事件ニシテ區裁判所及地方裁

判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所

設置マテ同廳官吏ヲ取扱

但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スルモノハ

長崎控訴院ノ管轄トス



第十四條 樺戸、空知、釧路ノ集治監ノ囚人  
罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ノ裁判ニ  
關シ明治十五年第十六號第四十一號  
及明治十八年第四十二號布告ハ仍効  
力ヲ有ス  
前項ノ裁判ハ其ノ上訴ノ許否及取扱  
キ付テハ地方裁判所之ヲ為シタルモ  
ノト者做ス

第八條

明治二十一年勅令第七十一

號清國并朝鮮國駐在領事裁判規

則ハ仍効力ヲ有ス

義例無積成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第九條

區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス

町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區

域ニ及ホスモノトス

區裁判所ノ管轄區域ノ變更ニ因リ

二個以上ノ地方裁判所ノ管轄ヲ跨

ルトキハ自ら其ノ地方裁判所管轄

ノ變更ヲ生シタルモノトス

第十一條

從來ノ治安裁判所ハ裁判所

構成法ニ定メタル區裁判所從來ノ

始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メ

タル地方裁判所トシテ大審院又從來ノ控訴院大審院裁判所構成法ニ定メタル

モ亦同シ

第<sup>二</sup>十條

始審裁判所從來ノ檢事

局ニ裁判所構成法ニ定メタル地

方裁判所ノ檢事局トス控訴院大

審院ノ檢事局モ亦同シ

第十二條

裁判所構成  
此ノ法律實施前他ノ裁判

所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ此ノ法律ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ俟相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ為シタル裁判ハ其上訴ノ許否及取扱ニ付テハ區裁判所之ヲ為シタルモノト看做ス

第十五條

裁判所構成

此ノ法律ニ依リハ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院之ヲ裁判スヘシ

第六  
第十四條

裁判所構成

所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現  
在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモ  
トス既ニ為シタル裁判ハ其ノ上  
訴ノ許否及取扱ニ付テハ地方裁判  
所之ヲ為シタルモノト看做ス



第十七條

裁判所構成

此法律實施前地審裁判

所ニ於テ受理シタル郡區長及戸長

又重訂

對スル民事訴訟ハ此同法律ニ依

リ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノ

トモ其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ

控訴院ニ於テ受理シタル官廳ニ對

スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁

判スヘシ

第~~十~~八條

裁判所構成

此法律實施前高等法  
院ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ  
現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモ  
ノトス高等法院ニ於テ裁判スヘ  
キ事件ヲ通常裁判所ニ於テ受理  
シタルトキモ亦同シ

第十六條 裁判所構成法實施ノ際

在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二

編第一章ノ要件ヲ必要トセス

第十七條

裁判所構成

此法律實施後三年間

司法大臣ハ試補實地修習ノ時

間ヲ一年<sup>半年</sup>マテニ減縮スルコ

トヲ得

明治十七年太政官達第百二號判

事登用規則及明治二十年勅令第

三十七號文官試驗試補及見習規

則ニ依リ試補ト為リタル者ハ第

二回試驗ヲ要セス之ヲ判事又ハ

檢事ニ任スルコトヲ得

第十七條 裁判所構成法實施ノ際  
在職ノ書記ニ同法第二編第四章  
第八十九條ノ要件ヲ必要トセス

第十八條 第七十五條 = 依り 殿位  
ヲ待タシメノクニ 判事三年間之ヲ  
補ヌヘキ 殿位ナキトキハ 司法大  
臣ハ之ヲ 退職セシム

第二十九條

第七十四條及第七十五

條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

裁判所構成法第二編第二章

第十九條 裁判所構成法實施後一年

間ハ司法大臣ハ同法第二編第二章

第六十九條及第七十條ノ規定ニ拘

ラス補職ヲ為スコトヲ得



第二十條 三年以上裁判官又ハ檢  
察官ノ職ヲ奉シ他ニ轉官シタル  
者又ハ三年以上司法省ノ高等官  
タル者(會計局ノ高等官ヲ除ク)ハ  
裁判所構成法実施後三年間ハ判  
事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得



